

情報センター利用資格（アカウント）ガイドライン

1. 目的

「情報センター利用資格（アカウント）ガイドライン」は、大阪工業大学（以下「本学」という）の情報システムで利用できる利用資格（以下「アカウント」という）について、必要な事項を定めたものである。

2. 概要

アカウントは、本学の情報システムを利用し、本学の業務ならびに教育・研究およびこれに準ずる活動を行うために利用することを目的とする。アカウント利用者は、「情報システム利用ガイドライン」、「共同利用パソコン取扱ガイドライン」、「情報センター利用者パスワードガイドライン」を遵守しなければならない。

3. 対象者

アカウントを取得できるのは、本学の構成員（教職員、学生、科目等履修生、特別履修生、研究生、および単位互換履修生）およびセンター長が認めた者である。

4. アカウントの種類

申請者の所属により以下のものがある。

- (1) 学生アカウント
(科目等履修生、特別履修生、研究生、および単位互換履修生を含む)
- (2) 教職員アカウント（従来のメールアカウント）
- (3) 教職員アカウント（新規業務用）
- (4) 一時利用アカウント

5. アカウントの取得

5.1 学生アカウント

学生アカウントは、入学時に交付される（ただし、科目等履修生、特別履修生、研究生、および単位互換履修生は別途交付）。交付時は初期パスワードが設定されているので、速やかにパスワードの変更を行うこと。パスワードについては、「情報センター利用者パスワードガイドライン」を参考に設定すること。

5.2 教職員アカウント

教職員アカウント（従来のメールアカウント、新規業務用）は、就任時に交付される。登録に必要な手続きを、各校地の情報センター事務室で行うこと。

5.3 一時利用アカウント

一時利用アカウントは、情報センターで発行する。登録は、各校地の情報センター事務室で行うので、一時利用者の所属する部署の専任教職員が所定の手続きを行うこと。

6. アカウントの有効期限

有効期限については以下のようにする。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| (1) 学生アカウント | : 在学期間中 |
| (2) 教職員アカウント(従来のメールアカウント) | : 在職期間中 |
| (3) 教職員アカウント(新規業務用) | : 1年間（次年度も引き続き利用する場合は、更新手続きが必要） |
| (4) 一時利用アカウント | : 1年以内の期限（年度を超えないものとする） |

7. アカウントの削除

有効期間を過ぎたアカウントは、情報システム上から削除する。

8. 遵守事項

アカウントは、他人に貸与しないこと。また、他人のアカウントを利用しないこと。

9. 罰則

遵守事項等を違反した場合は、利用停止などの措置をとることがある。

以上

2014年9月17日作成

2015年1月26日改版

大阪工業大学

情報センター